

Q&A(各県からの質問に対する回答)

平成25年4月1日

No.	項目1	項目2	質問内容	回答
1	機械導入・リース	規模決定	【例】麦を対象作物とした場合で、麦10ha、 水稲15haの作付計画であった場合は、麦 10haに対応した機械となるか。	対象作物である麦10haのうち、作業毎の 機械の利用面積をもとに能力・台数を算出 することになる。
2	機械導入・リース	規模決定	機械の購入及びリースについて 特定高性能機械導入計画が機械の規模 の基準になるということですが、例えば既 に乗用管理機を一台所有している営農組 織が、今回の事業によって新しく乗用管理 機を入れ、乗用管理機が2台となり、2台 では機械導入計画の基準面積を下回るこ とになる場合、古い乗用管理機の処分は 必須でしょうか？	例えば、乗用管理機が補助事業により導 入されたのであればその事業で承認され た計画のとおり機械の利用面積等を遵守 する必要があり基本は自力更新し事業を 継続するものと考え。 今回、作業面積の拡大により新たに導入 する場合は、当然ながら既存機械の能力 を加味した上で不足分を補うものを導入す ることになり、その結果、下限面積を下回 るのであれば、通常の都道府県で指導さ れているとおり、新たな機械の導入はでき ないものと考え。
3	機械導入・リース	規模決定	機械の規模決定について 数年前に他の事業を活用し10haを受益 面積として機械を入れたが耐用年数も過 ぎている。今回の事業を契機に5ha拡大 し、新たに機械を導入する場合の規模決 定に用いる面積は15haとして考えて良い か？	今回、作業面積の拡大により新たに導入 する場合は、当然ながら既存機械の能力 を加味した上で不足分(5ha)を補うものを 導入することになり、その結果、下限面積 を下回るのであれば、通常の都道府県で 指導されているとおり、新たな機械の導入 はできない。
4	機械導入・リース	検査・審査	機械・機器の購入・リースに対する助成 の場合、現場検査をすることとされている が、全ての助成対象者について検査しな ければならないか。抽出して検査する等の 対応は可能か。	すべての助成対象者の検査が必要。
5	機械導入・リース	更新	大豆・小麦の収穫機のための導入希望が あった場合、コンバインの性能が地域の課 題を解決する能力(汚粒防止機能など)が 向上していれば良いのか。 性能が向上した収穫機の導入に加え、 新技術の導入が必要か。 例えば、コンバインを導入する場合、既 存のコンバインからの更新でも可能なの か。(更新しなければ作付面積が減少する などの理由により導入は可能か)	道府県協議会又は地域協議会の判断 で、目標達成に資するのであれば一部が 結果的に更新となっても可とする考え。 機械の導入にあっては、地域の事情を踏 まえて、その導入が合理的なものであるこ とを説明いただく必要がある。 なお、利用面積に応じた能力・台数を選 定すればよく、その際、新技術の導入は必 須でない。 〔合理的でない例〕 ・小規模農家等が生産拡大等に取り組 まないにもかかわらず機械だけ更新 〔合理的な例〕 ・集落営農組織での使用機械のうち耐 用年数を大幅に経過したものを更新 (長期的な地域の担い手確保に資す るため)
6	機械導入・リース	対象機械	整理合理化通知の別表第1(注)2)※※ 印の「関係機関の濃密な指導の下に、当 該機械を導入することにより、先進的な技 術の普及の拠点となるモデル地区を育成 する場合に限 り補助対象とする。」の考え方について、ど のようなことをすれば、これに該当するの か。 特に「先進的な技術の普及の拠点となるモ デル地区を育成する場合」の考え方を御 教示頂ければと思います。	「先進的な技術の普及の拠点となるモデル 地区を育成する場合」に合致するというこ とを、検査する側が例示するのではなく、 申請する側が説明する必要。

No.	項目1	項目2	質問内容	回答
7	機械導入・リース	対象機械	整理合理化通知において、防除用無人ヘリはモデル地域であれば購入対象機械となっているが、モデル地域として、地域協議会で何らかし位置づけが必要か。モデル地域とならない場合は、リースで対応となるのか。	取組参加者、もしくは取組を設定する協議会が購入に値することを説明できる必要。モデル地域とならない場合は、リースで対応となる。
8	機械導入・リース	対象機械	栽培管理ビークルは、複数作業が必要か？防除、中耕作業のうち1作業でもあれば購入してよいか。	作物の作業毎の機械の利用面積をもとに能力・台数について算出することになる。結果的に導入する機械での作業が1つとなっても、その作業ができる専用機械の導入と比較して適当であれば問題ない。なお、機械の特性を考えた場合に複数の作業をこなせるものであれば極力機能発揮するように指導していただきたい。
9	機械導入・リース	対象機械	栽培管理ビークルについて、アタッチメントは購入の対象となるのか？ 仮に作付拡大に伴い、①管理機＋②ぶら下げノズル＋③薬剤タンクをセットで導入した場合、 Ⅰ 購入と自己負担・・・①のみ購入補助対象、②、③は自己負担 Ⅱ リース事業として活用・・・①②③まとめてリースにより導入 Ⅲ 購入とリースの併用・・・① 購入補助、②③リース活用 または、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ全ての取り組みが可能か？	栽培管理ビークルで行う管理作業に必要なアタッチメントは本体と一括で購入可能。
10	機械導入・リース	対象機械	・乗用管理ビークルについて 「乗用管理ビークル(乗用型で中耕・培土、防除等生育期間中の管理作業能力を有するものに限る。)」となっているが、 ①中耕・培土作業用アタッチメントのみの装置 ②防除作業用アタッチメントのみの装置 ①②については、購入の対象となるのか、それとも、リースの対象となるのか。 また、アタッチメントで全作業フル装備でなければ購入の対象とならないのか。	・栽培管理ビークルについては、効率的な管理作業が出来る体制整備を目的としており、通常は、中耕・培土・防除等の一連の管理作業能力を有することが補助要件。 したがって、購入する場合には、生育期間中の管理作業が可能アタッチメントも含めて導入する必要がある。 ①中耕・培土作業用アタッチメントのみの装置 ②防除作業用アタッチメントのみの装置 については、購入の対象とはならずリース
11	機械導入・リース	対象機械	トラクターのアタッチメントである中耕・培土機、防除機は購入対象となるか。	生産拡大のためであれば、購入対象とはならないが、リースによる導入の対象としてかまわない。
12	機械導入・リース	対象機械	大豆選別機、色彩選別機、大豆クリーナーは補助対象となるか。リースであれば可能か。	調整施設の一部として据え付け工事が必要なものは対象外。それ以外はリースによる導入が可能。
13	機械導入・リース	対象機械	「助成の対象となる機械の購入については、「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」の別表1の定めるところにより対象となっているものとする」となっているが、弾丸暗渠機については、大豆では購入可能で、麦だとリースとなる。麦についても購入できるようにしてもらいたい。	購入の場合は、「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」に従うことになっている。

No.	項目1	項目2	質問内容	回答
14	機械導入・リース	対象機械	施設内に配置する共同利用機械(大豆乾燥機等)で設置の為に工事が必要なのは対象外か。機械代のみならば補助対象となるのか。	照会のようなケースでは、そもそも共同乾燥調製施設自体の模様替え等「施設」としての手続きが必要になってくると考えられることから本事業の対象とはならない。
15	機械導入・リース	対象機械	都道府県で作成する、特定高性能機械導入計画に位置付けられていない機械類についても、機械・機器等の購入及びリースに対する助成の対象となるか。	例えば、中山間地域に対応した小型の機械であっても、対象とする理由が説明ができれば、助成対象に含めてよい。
16	機械導入・リース	対象機械	ガイドラインの3の助成対象としない取組で、なぜ、中古機械の購入が対象とならないのか。中古機械のリースは対象か。	中古機械は使用状況が様々であり、その価格が適切な価格かどうかの判定が難しいため。リース導入にあっても対象にはできない。
17	機械導入・リース	対象者	機械の購入にあたっては、原則5戸以上の共同利用が条件だが、いずれ5戸になるが申請時は3戸である場合も、対象にはならないのか。	要領のガイドラインでは「原則5戸以上の農業者」とされており、申請時において5戸である必要(緩和の特例はない)。
18	機械導入・リース	対象者	例えば、機械の購入について、 ・ JAが機械購入し特定の農業者に管理委託。JAなので5戸要件をクリア。 ・ 農業者はJAから機械の管理を受託し、実際に機械を使用。5戸要件不要。 この方法を助成対象にできると理解してよるしいか。	JA等が、あらかじめ助成対象者(農業者は除く。)の要件を満たす者を管理委託先と位置づけて申請する場合は、助成対象とすることが可能。 (管理委託先が5戸要件を満たしている必要がある。)
19	機械導入・リース	対象者	実務用Q&A(3/4公開)の問25の回答で、「あらかじめ助成対象者(農業者を除く)の要件を満たす者を管理委託先として位置付けた上で公社等が機械購入の助成を申請する場合は対象にできるものとする。」とあるが、このことについては、以下のように理解してよいでしょうか。 「公社等が機械購入の助成を申請する際、あらかじめ管理委託先に位置づける」という前提で、 ・ 管理委託先が農業者の場合は不可 ・ 管理委託先が農業者以外(実施要領第2の2(2)~(8))の場合は可	管理委託先として位置付けることができるのは、機械購入の要件を満たす者であることから、生産組織など5戸以上の農業者による共同利用が条件。
20	機械導入・リース	対象者	あらかじめ管理委託先に位置付けられている農業生産法人(助成対象者(実施要領第2の2の(3))が1戸1法人の場合、委託先として位置付けられますか。 ※委託先に位置付けられない場合、理由として「機械の管理委託先については、複数の構成員がいないと対象にならない」というのが考えられますが、その場合、QAの回答の「農業者を除く」を修正してもらう必要があると思いますが、いかがでしょうか。	5戸以上の農業者による共同利用の要件を満たしていないことから、1戸1法人は管理委託先として位置付けることができない。 助成対象者の「農業者」は1戸のイメージ。

No.	項目1	項目2	質問内容	回答
21	機械導入・リース	対象者	<p>「原則5戸以上の農業者による共同利用を要件」については、「受益農家及び農業参加者が原則として5戸以上」という理解でよろしいか。</p> <p>機械の購入に当たっては5戸以上の共同利用が要件とあるが、共同利用しているかどうかについて、どのように確認するのか。</p> <p>また、5戸以上の農家からなる集落営農組織や、有限会社等法人の場合、機械購入が可能なのか。あるいは、1法人＝1戸となるのか。</p> <p>強農交付金だと3戸以上でも県知事の認める場合は対象とできる規定があるが、本事業ではどうか。(3戸以上を対象とできるか。)</p>	<p>5戸以上の農家で構成している組織として利用するのかどうかを申請してきた取組参加者に確認願いたい。</p> <p>なお、法人の場合は、農業者の構成員を1戸としてみならず、3戸以上とする特例は設けない。</p>
22	機械導入・リース	リース	<p>第3セクターである原種センターが、通常の業務として機械リースを行っているが、本事業の助成対象者となるか。また、対象となる場合、リース会社に支払うべきリース料金を、分割でなく一括して払ってもいいか。</p>	<p>地方公共団体が出資している法人として公社であれば、助成対象者となる。</p> <p>リース事業者と借受者との話であり国からの制限はないが、一括払いは過去において実質的に購入契約ではないかと指摘された事例があるため、できるだけ分割で支払うように指導していただきたい。</p>
23	機械導入・リース	リース	<p>リース期間終了した物件について、残価を支払って買い取ってもいいのか。</p>	<p>要領等において、リース終了後のリース物件の取扱いを明記することはしない。しかし、実質的な売買取引として指摘されることがないように、リース契約締結の際には、「購入選択権付リース契約」等の契約をしないよう、協議会より指導いただきたい。</p>
24	機械導入・リース	リース	<p>【リース終了後の物件の取扱いについて】例えば、以下の場合は「実質的な売買取引」に当たらず、問題ないと解釈してよろしいでしょうか。</p> <p>①残存価格を設定せずにリース契約をし、リース期間満了後に無償譲渡する場合</p> <p>②残存価格を設定し、残存簿価で有償譲渡する場合</p> <p>※いずれも契約にその旨を記載</p>	<p>①の場合も②の場合も、リース契約書において譲渡することが記載されているのであれば、「実質的な売買取引」と考えられます。そのため、要件でそのような契約を排除するなど検討していただきたい。</p>
25	機械導入・リース	リース	<p>リース期間終了後のリース物件の取扱いについては、所有権がリース先に移転しないリース取引としなければならないと解釈します。</p> <p>地域計画承認後に地域で採択された事業のリース契約が所有権が移転するような取引(譲渡条件付リース取引、割安購入選択権付リース取引等)であり、これに対し補助金を交付した場合は、返還の対象となるでしょうか。</p>	<p>購入と指摘される恐れのある契約が、実際に指摘を受けた結果購入の扱いとなり、その機械等が購入できないもの、もしくは助成対象要件を満たしていなければ返還となることから、リース導入の助成に当たって、要件として契約の範囲を設定し、当該契約を排除するなど検討していただきたい。</p>
26	機械導入・リース	リース	<p>リースで補助金を初年度に一括してリース会社に支払うこととなっているが、次年度以降、助成対象者がリース会社に支払をしているのかの確認が必要なのか。</p>	<p>リース料助成額の算出の基となったリース期間の間、リース料金の支払の有無の他、導入した機械等を承認した利用計画のとおり活用しているかなど確認いただきたい。</p>
27	機械導入・リース	リース	<p>乾燥調製施設に組み込まない単体の大豆乾燥機はリースの対象としてよいか。</p>	<p>施設の一部とみなされない平型乾燥機などは、リース導入の対象としてかまわない。</p>

No.	項目1	項目2	質問内容	回答
28	機械導入・リース	リース	<p>機器のリース対象物件購入に係る手続きについて、</p> <p>実施例等によると、取組参加者は、機械の仕様書を作成し、機械の取扱会社複数社に参考見積書の提出を求め、その結果、最低額を示した機種を選定となっています。</p> <p>この実施方法では、メーカーの指定は出来ず、見積合わせの結果、一番、安い価格を提示したメーカーの機械に決定します。ただ、現場では、操作に慣れたメーカーの機械を望まれる場合が多いのが実情です。</p> <p>このため、現場からは、仕様書の段階でメーカーまで指定し、そのメーカー製の機械を取扱う複数の販売店に対して参考見積書の提出を求め、その結果、最低額を決定する方法での実施が求められます。</p> <p>再度修正は難しいと思いますが、ご検討</p>	<p>同能力の複数の機械がある場合は、生産者の希望によってメーカーを限定することなく、適切な価格となるよう、複数見積もり等による機種選定を行っていただく必要がある。</p>
29	機械導入・リース	リース	<p>農業公社や農業協同組合が機械リースを受け、農家にレンタルすることは可能か。</p> <p>リースで導入したものを、それを使用しない期間に限り、農業者に貸し出すのは適当か。</p> <p>また、生産者に貸出する機械・アタッチメントは補助又はリースの対象となるか。</p> <p>対象となる場合、大豆・麦用以外に貸し出しを行うことは補助金の目的外使用となるか。</p> <p>(農政局補足:強い農業づくり交付金では貸し付けることを目的に整備可能である旨及びその要件等が記載されているがそれら規定は必要ないか)</p>	<p>購入可能対象機械は、不特定多数への貸し付けを目的とした導入は不可。あらかじめ助成対象者(農業者を除く)の要件を満たす者を管理委託先として位置付け申請する場合は対象にできるものとする。</p> <p>リースについては、リース契約上で第三者への転貸を禁じていないかどうかにかかわらず、不特定多数の者への貸付けは不可。</p> <p>ただし、あらかじめ助成対象者(農業者を除く)の要件を満たす者を管理委託先として位置付けしていればリース契約可能かどうか、リース事業者へ個別に照会していただきたい。</p>
30	機械導入・リース	リース	<p>大豆の作業受託をしている組織が、機械リースの助成を受けられるか。(土地も生産物も地権者に権利があり組織は作業だけ)</p>	<p>代表者の定めがあり、かつ組織及び運営についての定めがある組織であれば可能。また助成要件は県もしくは地域で設定することになっている。</p>
31	機械導入・リース	リース業者選定	<p>取組参加者によるリース業者の選定方法について、自らが選んだ業者でどこでもよいのか。</p> <p>リース事業を実施する場合、取組者(農家)は、リース事業者を任意で選定して良いか。</p> <p>リース料率等の見積を比較するなど、選定理由を明示できるようにする方が良いか。</p> <p>基準がある場合は、どのように選定すればいいのか。</p>	<p>リース事業者の選定については、取組参加者の任意でかまわない。</p>
32	機械導入・リース	リース料金支払い	<p>借受者のリース料金の支払方法に制限はあるのか。月払い、年払い、一括払い等。</p>	<p>リース事業者と借受者との話であり国からの制限はないが、一括払いは過去において実質的に購入契約ではないかと指摘された事例があると聞いており、あらかじめ借受者にご指導いただきたい。</p>

No.	項目1	項目2	質問内容	回答
33	機械導入・リース		導入機械等の選定において、仕様を定めるが、その場合、メーカーや型番の指定が可能か？	取組計画書兼助成金申請書の作成に当たって、概算事業費のために見積書を求める際の仕様書としては、機械の利用面積等により能力・台数までとなる。 取組計画書兼助成金申請書の承認を受けた後、入札の際には、当該見積もりで選定したメーカー・型番を基に入札等を行うことになる。
34	機械導入・リース		取組参加者が行う能力算定は、対象作物の作付計画に基づく能力算定を行うと解釈すれば良いですか。	そのとおり。
35	機械導入・リース		25年度の3月中まで、「機械の購入・リース」が終了し、「地域協議会の検査」が終了し、「地域協議会から県協議会に請求」すれば、「県協議会から地域協議会への支出」と「地域協議会から農業者等又はリース会社への支出」は26年度の4月でもよい。 また、26年度の4月に上記の支出をする場合の振込手数料も対象となる。 (26年4月に発生する振込手数料については、25年事業費を扱っても大丈夫でしょうか)	振込手数料を助成対象とする場合は、地域協議会段階においては、26年3月末までに、納品のみならず業者等助成金請求者への支払いまで全て完了させておく必要がある。地域協議会から農業者やリース会社への支出が26年4月以降となった場合には振込手数料は助成対象外となるので、留意されたい。 他方、県協議会段階における支出については、26年3月までの請求に応じた支払いは26年4月となっても差し支えない(これに係る振込料も事務費として支出できる)
36	機械導入・リース		H25年産大豆に使用できないが、H25年度内に導入できて、H26年産以降に活用する農業機械は補助対象となるか？ 例: 播種機	25年産向けとは別に、26年作付け前(冬～3月)において26年産向けの要望をとり、25年度中に請求を終える場合に支援することは可能。
37	機械導入・リース		機械・機器等の購入及びリースに対する助成は、1件当たりの取得金額が50万円未満であっても対象としてよろしいか。 また、50万円以上の要件がある場合には、予定価格が50万円以上であって、入札等により50万円を下回った場合の取扱いはどうなるか。	予定価格にかかわらず対象としてよい。 なお、財産処分の対象となるものとして、取得価格500千円を設定。
38	機械導入・リース		承継が確認できる書類とはどのようなものを想定しているか。また、承継が見込まれない場合は返還となるのか。	購入に係る承継については、事業期間中であれば「取組参加者の変更」など重要な変更として承認を受ける必要があり、事業実施後で処分制限期間の場合であれば、「譲渡」など財産処分の承認を受ける必要。 なお、リースで事業実施後に借受者の変更がある場合は、事業期間中の手続きに準じて承認を受ける必要。 ※ 届け出による手続を再整理したもの。
39	機械導入・リース		機械リースの取組の場合の取組報告書兼助成金請求書(別紙様式第4号)は、取組対象者とリース業者のどちらか一方が作成・提出するという理解でよろしいか。	リース対象物件を購入したリース事業者が申請してよい。その場合は、関係取組参加者へ申請書の写しを送付するように指示していただきたい。
40	機械導入・リース		機械の購入及びリースを行う際の事業開始の考え方は、機械導入に係る一般競争入札(又は競争見積り)が開始日か。それとも取組計画書提出前に一般競争入札等を行い、機械購入業者を確定しておくことも可能か。	入札できるのは、取組計画書を承認した後となる。

No.	項目1	項目2	質問内容	回答
41	機械導入・リース		リース会社への助成金の支払いは、機械を農業者へ納入した時点でよろしいか。別紙様式第6号3添付書類(2)に「取組を行ったことを確認する書類」とあるが、リース事業においては、契約書等があればよく、作業日誌の添付は不要との理解でよろしいか。	機械を農業者へ納入し、県協議会又は地域協議会がその実地確認を終えた後に支払いが可能。
42	助成対象	作業労賃	土壌改良資材の投入の作業労賃は対象にならないが、作業を委託した場合、委託料金に入っているであろう「作業労賃」は助成の対象になるか。	補助暗渠の実施など当該作業自体が新たな取組であれば、委託にかかわらず自を行う作業分の労賃も対象となる。しかし、資材を新たに追加投入する場合は、資材購入費が対象となり、その散布労賃は対象外。
43	助成対象	作業労賃	弾丸暗渠の施行費を対象とする場合、施行費は、その地域ごとの単価の助成でかまわないか。(地域協議会ごとで取組む場合)	作業労賃に対する助成にあつては、地域の標準的な農作業受委託料金と照らし合わせて適正な単価を設定いただきたい。その結果、地域協議会ごとに単価が異なっていたとしてもかまわないが、対外的に説明できるようにしていただきたい。
44	助成対象	成分分析	実需とのマッチング活動、販売促進活動に要する経費に、商品(大豆)の成分分析は含まれるか。	生産物そのもののPRとして成分表示が必要な場合は対象にできる。
45	助成対象	対象者	助成対象者の「特定農業団体」「農業サービス事業体」とはどのようなものを想定しているか。	特定農業団体は、強い農業づくり交付金実施要綱における「農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する団体」 農業サービス事業体は、農林業センサスにおける「農業事業体から委託を受けて農作業を行う事業所をいいます。具体的には、農家又は農家以外の農業事業体から委託を受けて直接的な農業生産過程、調整過程における農作業を行う農業生産組織(構成員からの員内受託を行うものを含む。)、農業協同組合、地方公共団体、会社、個人業者等の事業所(農業事業体から受託して苗の生産・販売を行う事業所を含む)のうち、農協事業体(農家及び農家以外の農業事業体)を除くすべての事業所をいいます」。
46	助成対象	対象品目	対象品目の大豆には、黒大豆は含まれるのか?	大豆に含めてかまわない。
47	助成対象	農地賃借料	大豆・麦拡大に伴う農地集積に活用する費用(農地賃借料)に対する支援は可能か。	農地賃借料は対象外。
48	助成対象		「これまでの大豆・麦生産の中で使用されている肥料、除草剤等」は助成対象外とされているが、以下については「等」に含まれる(助成対象外である)との理解でよろしいか。 ・従来使用されている「土壌改良材」を従来通り使用する取組 ・従来施工されている「弾丸暗渠」を従来通り施工する取組	そのとおり。従来の生産活動の費用の置き換えではなく、新たな生産拡大に向けた取り組みに対して、助成をするようお願いしたい。

No.	項目1	項目2	質問内容	回答
49	助成対象		「地域の生産体制の強化を図るための種子生産等に係る取組」を助成対象とすることが新たに規定されたが、 ①「地域の生産体制の強化」と判断するにあたってのメルクマールをお示しいただきたい。 ②具体的な補助対象の範囲(対象となる採取ほ場、対象となる資材等)をお示しいただきたい。	種子生産に係る機械等の更新を想定。具体的には個別に相談いただきたい。
50	助成対象		従来肥料A(1000円/10a)を使用していたが、新たに肥料B(3000円/10a)を使用することを助成対象として設定する場合、補助対象経費は肥料B(3000円/10a)の全額を対象とすることができると理解してよろしいか。	新たな取り組みであれば助成対象とすることは可能だが、一過性の取組とならないよう、工夫していただく必要がある。 また、AをBに換える必要性、Bに特定することが特定メーカーのための支援と批判されることがないか確認していただきたい。
51	助成対象		助成する麦、大豆について自家利用等の未検査品についても対象としてよいか。	本事業は生産物そのものに対する助成ではないので排除しないが、地域全体の生産拡大につながるような使い方となるように指導していただきたい。
52	助成対象		ほ場条件の改善のため、土壌分析の結果を受け、堆肥の量を増やす取組は、対象になるか。	そもそも堆肥の投入がほ場条件の改善に効果的なのか対外的に説明が必要であるが、その対象とする量についても、例えば、栽培暦による規定量を例年投入してきたが、土壌分析結果によると増量が必要であり、今までの規定量から土壌分析結果による新たに設定した量の差分を対象とするなど通常経費とは違う点など説明できる必要。
53	助成対象		水稻の春作業と競合を避けるため弾丸暗渠等を前年秋に行うことがある。また、土壌診断結果を受けての土壌改良は春からでは難しい。26年産大豆のための圃場改善や土壌診断、土壌改良の取組を25年秋に行うものも対象とできないか。	事情により25年度中に実施しておく必要がある26年産大豆のための圃場条件の改善は対象になる。
54	助成対象		通常の営農で活用する資材は補助対象外との事だが、新型肥料や新規登録農薬等の普及していない資材について品質向上や単収向上の効果検証を実施し、成績検討を条件として導入することは可能か？	具体的に相談いただきたいが、例えば、新型や新規登録であっても、従来使用してきた資材と成分構成等がほとんど変わらず、対外的に新技術として説明できないものは、単なる置き換えと指摘される可能性が高く対象外とすべき。
55	助成対象		分析機器に土壌分析機は含まれるか？	試験・測定機器であれば、含まれる。
56	助成対象		機械器具の一部品でアタッチでないものが対象とありますが、こういったものをイメージしているのでしょうか。	機械本体の一部品であって、単に材質が変わったもの(例:鉄ねじ→ステンレス又はアルミ製のねじへ変更)でなく、研究機関が開発した生産拡大に必要な機能向上が認められるものをイメージ。 提案があったものでは大豆の汚粒を低減させるコンバイン用受け網が当たる。

No.	項目1	項目2	質問内容	回答
57	助成対象		新技術に基づく機械の実証を産地で進めるための機械のレンタル料と施工費は対象となるか。(例:蒸気除草機を開発した。現場での普及を進めるため、産地で実証を行う。)	対象とすることは可能。 機械の実証ではなく、帰化アサガオ対策実証として、「地域一体となって実施する生産拡大のための取組」に位置付け、協議会自ら行うやり方もある。
58	助成対象		補助暗渠について、機械を借りて自分で施工する場合、機械の賃借料は対象となるか。	助成対象者に対する機械の賃借料は対象外。
59	助成対象		新品種導入による取扱品種増に対応するための乾燥機は対象となるか。また、増設の場合、処理量に応じて既存の乾燥機よりも小さい容量の機械にする場合助成は可能か。(総処理量は増)	作付面積拡大に応じた機械の導入を対象にすることは可能であるが、増設とは施設において定義するものであり、既存施設への乾燥機購入は、施設の一部とみなされることものは対象外。
60	助成対象		「その他地域一体となって実施等に係る経費」は、実証圃設置に係る経費が該当し、当該経費(実証に必要な機械のレンタル料等掛増し経費)は10/10助成という理解でよろしいか。	そのとおり。
61	事務	事務費	地域協議会の事務費の概算払は可能か。	可能である。業務方法書第9条では地域協議会自らの取組に限り概算払請求できるとし、その取組には事務費も含まれる。
62	事務	事務費	過払いに係る地域協議会から県協議会への返納において生じる振込手数料について、事務費により支出できるか。(助成対象となるか)	事業期間中(平成26年3月31日まで)は、事務費により支出してよい。 なお、事業実施期間を過ぎた場合においては、振込手数料を自己資金により対応いただくこととなる。 県協議会から国へ返納する場合は、基金を廃止するまでの間は支出可能。
63	事務	事務費	実施要領の事務費の範囲のうち、需用費の「修繕費(庁用器具類の修繕費)」について、再生協の構成員である県、市町やJAが、すでに独自資金で整備した又は他の国庫補助事業等で整備したプリンタやコピー機、パソコンなどで、今回の緊急整備事業にも使用している場合であって、これが故障したときには、今回の事業の事務費で修理してよいということによろしいでしょうか?	独自資金又は国補事業等で過去に整備したプリンタやコピー機、パソコンなどは、その導入目的が本事業の実施を目的としたものではないことから、対象外。
64	事務	事務費	事業を周知するための印刷費や郵送料等は事業費に計上するのでしょうか?事務費でしょうか?	事業推進のための経費は、事務費に計上。
65	事務	事務費	本事業の事務費において、視察・研修旅費、県外での説明会の旅費は対象となるか。	国の事業説明会の出席に係る旅費は事務費として執行可能。 先進地視察や技術検討会などは協議会自ら行う取組に位置付けることで執行可能。
66	事務	事務費	第7で定める県協議会と地域協議会の事務費には実施要綱第2に定める「その他地域一体となって実施する生産拡大のための取組」で実施するソフト事業(例えば、県協議会で開催する大豆フォーラム経費)は含まれるか。(第7の事務費は協議会の内部処理や確認事務に要する経費を対象とするものと当方では想定しています。)	そのとおり。事務費とは別に、協議会自ら行う取組として位置付ける必要。

No.	項目1	項目2	質問内容	回答
67	事務	事務費	【要望】 別表「対象となる事務費の範囲」で、賃金については、「日々雇用される雑役並びに事務補助員に対する賃金」とあるが、事務補助員については月給制の臨時職員であれば対象としていただきたい。 また、日々雇用の定義についてお知らせ願いたい。	賃金については、業務内容はもとより実作業日数や人数など、雇用の必要性を説明できること。 対象経費は、強い農業づくり交付金の附帯事務費の用途基準を参考とした。
68	事務	事務費	協議会による研修会等の開催に係る経費は実施要領別表(事務費の範囲)に掲げるものが補助対象になるという理解でよいのか。	事業の取組に直接要する経費については、要領別表に掲げる事務費の範囲に限らない。 例えば、調査・分析等の委託費も補助対象となりうる。 事業計画作成に係るガイドラインを参考として検討するとともに、必要に応じて個別具体的にご相談いただきたい。
69	事務	事務費	協議会において、規約・規定の変更、交付金受入に伴う予算の変更を総会において決定することとなるが、会場借料等の経費はどうなるのか。	交付決定がなされる前に発生する本事業の事務費は、対象とすることができない。
70	事務	周知	事業計画の承認を受けた後、交付対象となり得る者に、取組内容を周知するとあるが、国はどの様な事を想定しているのか？ 県全体や地域の取組をの内容を周知するため県や市町村のHPで公表することとでよいのか。	例えば、HPへの掲載の他、集落座談会等集会でのチラシ配布などを想定。 周知もれがないように手法については十分検討していただきたい。
71	事務	他事業	本事業で堆肥を対象にする場合は、環境保全型農業直接支援対策との重複はできないと判断するのか。	堆肥の活用をどういう目的で行うのか(新技術導入としてなのか、地域一体となった取組なのかなど)不明であり正確な回答をしがたいが、現在、環境保全型農業直接支援対策で堆肥の施用が慣行的に行われているのであれば現行ほ場の施用分は対象外となり重複受給できない。
72	事務	地域事業計画	地域協議会の計画については、最初に概算で出せばよいのか。(計画の時点で詳細な数字を出すのは不可能。)それとも、集落で手が挙がってくるごとに計画を作成してもよいのか。	地域事業計画の当初の申請については、取組内容の承認を受けるためであり、取組ごとの助成金は協議会が決める概算でかまわない。
73	事務	見積	複数の業者から見積を取る場合において、見積書は(競争見積として)封印の封筒まで必要なのか。	見積書が業者から正規に発行されたものであることを確認できればよい。よって、封印の封筒までは必要としないが見積をとるに当たっての見積依頼書の写しは必要。
74	事務	見積	資材の見積もり合わせは不要か。	原則必要。このため、協議会などが一括に行うよう検討していただきたい。
75	事務	履行確認	資材導入の場合の確認方法は、領収書のみでその取組を行ったかの確認は必要になるのか。 特に、25年度中に購入し、26年産に用いる資材の場合にその取組を行ったかの確認は必要になるのか。	作業実施面積など実績の履行確認は必要。26年産用資材で、事業中においてその履行確認ができない場合は、資材施用後に現地確認を実施する必要。 ※ 26年度における現地確認に係る事務経費は、事業完了後であり本事業より充当できないことに留意。

No.	項目1	項目2	質問内容	回答
76	事務	利息	業務方法書第16条第4項で、基金は利子の付かないものにより管理するとされています。 同条第5項で、4項の管理でやむを得ず生じた果実は・・・とありますが、4項の管理上でどのような経緯で生じた果実を想定しているのでしょうか？（返納の利息がつく場合は、4項の管理とは無関係）	第5項は、結果的に利息がついた、やむを得ない場合のことを書いているのであって、極力、果実の生じない口座を利用するよう指導いただきたい。
77	事務		協議会が実証事業等を試験場等に委託することは可能とされているが、実施要領には事務の委託に係る記述しかない。 このQ&Aの解釈をもって、事務以外の事業の委託も可能と考えてよろしいか。	可能であるが、その際、委託が必要な理由や委託先の選定理由及び委託料の積算など説明できることが必要。
78	事務		事業実施後（平成26年度以降）に指導を行うのか。	目標年度における大豆・麦の生産拡大の実現のために、特に機械の導入を支援した場合などは事業実施後も財産の処分制限期間が残っていることから、助成した者の活動状況を進行管理の上、事業完了後であり事務費を充当することはできないが必要に応じて可能な範囲で指導・助言をしていただきたい。
79	事務		集落での取りまとめ、ヒアリング、計画の作成等を委託で行いたい。要綱等を見ると可能と思われるが、どうか。	委託は、申請に対する検査や助成金の交付事務を考えている。 計画の作成については、協議会自らのものであり委託することは想定していない。
80	事務		地域協議会が県協議会に請求する際に、請求書のほか、契約書や領収書の写しを添付させることとしているが、契約書や領収書は地域協議会が責任を持って確認するため、地域協議会止まりでよいのか。	県協議会において、地域協議会からの請求に対して、支出を行うに当たって、必要な最低限の証拠書類を地域協議会に示し、確認する必要がある。
81	事務		平成26年度以降に助成金の返納が発生した場合、事業主体→地域協議会（または県協議会直接）→県協議会→国のルートになるのでしょうか？その場合、平成25年度末をもって基金の残額全額を国に返還しますが、基金の口座は事業完了後残しておく必要があるのでしょうか。	返納ルートについてはそのとおり（業務方法書に規定する）。基本的には事業完了後に残額を返納した後であれば口座の解約をしかまわない。 なお、あらかじめ助成金の返納が極力発生しないように取組の設定に当たって検討いただきたい。
82	事務		実施要領 参考様式第2号の添付書類「予定納税対応（納税対応の実績）が確認できる書類とは、何を想定しているのか。 参考様式第2号-2では添付を求めないという理解でよろしいか。	例えば、確定申告の写しなど想定。 リース対象物件の購入については消費税を除いた本体価格を対象としており、不要。
83	事務		面積及び生産量を確認する書類は、何を想定しているのでしょうか。	取組計画書兼助成金申請書の書類検査においては、25（もしくは26）年度の営農計画書や、目標年度における作付計画を、認定農業者であれば農業経営改善計画などの書類で確認いただきたい。
84	生産拡大要件・目標・計画		農業サービス事業者が助成者になった場合、サービス事業者自体は、作付け面積の増加や収量増加には取り組めないため、請負先の農家や集団の面積増加や収量が増加する計画で良いのか。	良い。

No.	項目1	項目2	質問内容	回答
85	生産拡大要件・目標・計画		事業計画を地域農業再生協議会が策定するに当たり、同協議会管内の生産者が同協議会管内以外の農地において利用権設定(出作)し生産拡大を図った場合においても、同協議会の事業計画に含め生産拡大ととらえて宜しいか？ このケースで、管内以外の農地利用で生産拡大が認められる場合(認められるとしたら)、出作先の協議会において、確認事務等何らかの業務が発生するのか？	属人の扱いであり、住所のある協議会の助成により当該協議会管外で生産拡大する場合も計画に含めてよい。
86	生産拡大要件・目標・計画		地域より、大豆の作付面積が減少するが麦の作付面積が増加する場合は事業を実施できるか、との問い合わせがありました。 ① 事業の目的からして、個々の品目の増減はあっても、各地域の合計作付面積は少なくとも現状以上である必要があると考えていますが、よろしいでしょうか。 (逆に、大豆が大幅に減少する市町村において、地域において麦を作付拡大したい農業者がいた場合、助成できるでしょうか。合計面積は減少する場合。) ② また、事業実施に当たり、個々の取組者についても同様の制限を設けるべきでしょうか。 例えば、A農家が大豆と麦の作付をしていたが、大豆を飼料米にし、麦を作付拡大する場合に、麦の機械を導入することは可能か。(大豆麦の合計面積は減少する場合。)	大豆・麦を県全体で生産拡大する計画となる必要がある。このため、 ① 大豆・麦の合計面積が増加するような地域計画を策定していただきたい。 ② 作付面積を拡大しない場合であっても地域協議会の助成対象として適当と判断した場合に助成対象にできる。 いずれにしても、農業者段階での一過性の置き換えに対する助成とならないようご指導いただきたい。
87	生産拡大要件・目標・計画		実施方針兼基金造成計画書は、作付面積を拡大しないで反収を増加させ生産拡大を図る取り組みを反映できない様式になっているが、面積は現状維持とし反収や収穫量が増加する取り組みを行う場合の実施方針は認められるか。	原則、都道府県全体での作付面積の拡大を図っていただきたいが、北海道農政事務所ともよくご相談いただきたい。
88	生産拡大要件・目標・計画		農業者等が事業に取り組む場合、大豆、麦の生産拡大目標は最低限どの程度なら認めても良いか？	地域において生産拡大が行われるよう、県、地域で適宜設定して欲しい。
89	生産拡大要件・目標・計画		【事業計画に記載する単収について】 24年産が豊作だった場合、平均単収から向上させる事業計画でもよいと聞きましたが、豊作以外の理由であっても、平均単収を使って構わないと解釈してよろしいでしょうか。 理由は、市町村別の単収の統計数字が公表されるのが1年遅れのため、地域事業計画に記載する単収の公的な数字がないためです。 また、県協議会においても、地域協議会の数字と根拠を揃えるため、平均値を使いたいものです。	統計データがない場合は、地域で把握できるものでかまわない。(なお、実績も同様の手法で特定する必要)。 ※平均値の話は、24年産がエラー値で正しく評価できない場合を想定している。
90	他事業		産地資金で大豆・麦の助成要件として、「排水対策助成」、「土壌改良」に助成している場合は、本事業で同じ目的で資材に助成可能か。	産地資金で既に助成を行っているのであれば、本事業の効果は小さいと判断されるため用途として不適切。 (逆に、本事業で既に助成対象としている場合は、産地資金により生産性向上にはならないため不適切)